



佐賀労働局発表
令和4年8月8日(月)

【照会先】
佐賀労働局労働基準部賃金室
室長 川浪 盛雄
賃金指導官 山下恵美子
(電話) 0952(32)7179(直通)

佐賀県最低賃金の32円引上げ時間額853円に 佐賀地方最低賃金審議会答申

佐賀地方最低賃金審議会(会長 富田義典)は、本日、佐賀労働局長(重河真弓)に対し、佐賀県最低賃金を32円引き上げて、時間額を853円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 審議会においては、去る7月6日に佐賀労働局から「佐賀県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、その後、8月2日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参酌しつつ、現下の最低賃金を取り巻く状況等を勘案し、専門部会を開催して、慎重に調査審議を重ねた結果、今日の答申を行ったものです。
- 佐賀労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の佐賀県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしており、早ければ10月2日にも新たな金額が発効します。

【佐賀県最低賃金額の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額	762円	790円	792円	821円	853円
対前年度上昇率	3.39%	3.67%	0.25%	3.66%	3.90%
対前年度上昇額	25円	28円	2円	29円	32円